

令和4年（2022年度） 事業計画

I 甲賀会基本方針

2025年の介護人材不足が指摘されて久しい。令和4年2月より「介護職員処遇改善支援補助金」が創設され、給与面での人員確保、退職予防が実施され就労環境は改善の兆しがあります。現在特養の3対1の人員配置基準の見直し議論やICTの更なる推進等、介護職員の確保や生産性の向上は国策として始動しています。

当法人が実施している働きやすい職場環境、安心安全な介護環境を更に発展させ、地域の皆様に周知できるようブランディングを計画的に実施することが現在おかれている重要な課題となっています。

職場環境改善については、職員組織の強化を行い、役割分担の明確化、業務分担と適材適所を実施して生産性の向上に努めます。コロナ禍での行事は延期や中止を余儀なくされる事も多々あり、計画的に実施することが困難状況にはありますが、職員間のコミュニケーションの向上と、知識・技術の取得で相互理解を深めたチームの和を大切にした関係の構築を目指し、良好な職場環境の成熟に努めます。

介護環境改善については、導入済みのテクノロジーに加え、ノーリフティングケアの推進を徹底的におこない、業務の見直し、細分化、分担化を実施することで、ひいては施設利用者の生活環境の改善につながるという相乗効果を得られる機器の導入、改善を行います。

ブランディングの強化については、ホームページの充実、SNSを使った情報発信、各種イベントへの参加等を通じて当法人を知ってもらう。同時に現職員の育成に力を注ぎ、一緒に働きたい、ここなら安心して介護を任せられるとなるような活動を心掛けて甲賀会をアピールしていきます。

職員育成と定着に向けて、毎年実施している荘長面談の方法を変更し、各課長の育成の一環と、職員間のコミュニケーションのため、課長面談を追加し、職員の負担軽減と意見の吸い上げを実施します。リーダー職や役職などは向き不向きを十分に検討し、業務に携わる事への負担を軽減して、1ルートだけではなく、複数のルートでの育成計画が出来るよう中長期計画を策定したいと思います。

Ⅱ 特別養護老人ホーム

基本方針

介護人材の育成を第一課題とし、規程、基盤の整備を進めます。良好な職場環境を構築し、人材の流出を防ぎ、次代を担う人材育成を行います。

人材の育成には、各種資格の取得を後押しする体制の構築を進め、介護報酬上の各種加算の算定に必要な人員の確保、今後事業拡大を行った場合に対応し得る管理者の育成も含んだ法人の成長も含めた体制構築が必要です。

同時に、抱え上げない介護を推奨します。利用者、職員に身体的負担を掛けない、安全安心な介護を目指します。

新型コロナウイルス感染症が終息するにはまだまだ時間が掛ります。入所系施設のクラスター発生は施設の存続にかかわる重大な事項なため、情報収集に努め感染拡大を未然に防ぐよう職員への教育を引き続き行います。

活動計画

- ・年間稼働率 97.0% 延べ 17,700 人（入退院当日及び措置入所者含む）

空床は月平均 1.5 人以内（入院期間含む）

- ・平均要介護度 3.9

- ・加算の算定

栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算、日常生活継続支援加算、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ
特定処遇改善加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算

サービス提供の具体的事項

前年と同様に、日常の生活リズムについて、24時間シートを作成・見直しをし、その方のリズムを重視したスケジュールとする。起床から就寝を当人に合わせる。

食事について起床時間に合わせて朝食を提供し、パン又はご飯の提供を選択してもらう。昼食や夕食は食品衛生の関係である程度提供時間に制限が生じるが、一斉に提供せず好きな時間に召し上がっていただけるよう工夫する。

国の新たな試み「LIFE」への情報提供を行い、フィードバックに対する計画の見直しを行い、科学的根拠に基づいたケアの実践を行う。

職員の腰痛予防、離職予防に対する介護ロボットやICT化を促進させるとともに、

感染症対策に力を入れた関わりを重視して生活の場として安定感を持って対処する。

Ⅲ 短期入所生活介護

基本方針

短期利用はご家族の介護負担を軽減する目的において、地域で担う役割は大きい。担当ケアマネジャーの作成するケアプランに則り、ご利用者、ご家族の希望する生活の継続を支援できるよう施設介護計画を作成し、同意を得てサービスの提供にあたる。

感染症の持ち込みリスクの高いショートステイでは、特養とフロアを一にしているため、より細やかな感染予防対策が必要となる。

地域に密着した対応、ニーズに合ったサービスの提供ができるように創意工夫する。

活動計画

- ・年間稼働率 75.0% 延べ 2,737 人（特養空床利用含む）
- ・平均要介護度 3.3
- ・加算の算定

サービス提供体制強化加算Ⅱ、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ
夜勤職員配置加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ

Ⅳ 地域密着型通所介護事業

基本方針

新型コロナウイルス感染症は、家庭内感染が半数を占めています。在宅からサービスを利用するデイの利用者の感染対策は厳重に行う必要があります。身体を使ったレクリエーションはソーシャルディスタンスが非常に困難になりますが、新しい生活様式と共に、新しいレクリエーションの形や身体機能の減退を予防する活動を検討していかねばなりません。

デイサービスセンターの大きな目玉の入浴について、浴室の老朽化とともに職員の負担軽減を図る必要が出て来ており、新たな機器またはリフトの設置を検討して、安心して入浴していただける環境を検討していきます。

職員配置の状況を改善し、営業日を週6日として、利用しやすい環境、職員の休暇が取りやすい環境を目指す。

活動計画

通所介護事業及び介護予防・日常生活総合支援事業

- ・年間稼働率 70.0% 延べ3,187人（253日営業）
- ・平均要介護度 2.9
- ・加算の算定

サービス提供体制強化加算Ⅰ、入浴加算、科学的介護推進体制加算
栄養アセスメント加算、処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

入浴、排泄、食事の援助は生活リハビリの一つとして、担当職員がご本人の特徴を理解し、安全に「できる事」は自分でしていただけるよう実施する。

送迎時を含め、ご利用者との関わりのある場面では常に感染リスクが伴っている。些細な事でも情報の共有を行い、一人一人が危機管理意識を持ち援助にあたる。

V 居宅介護支援

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮し、保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供できるよう、相談・連絡・調整に努める。地域包括支援センターより甲賀町内の要支援者の紹介を受け、要介護状態へ悪化しないようプランの作成を行い、要介護状態へ移行した際は、継続したサービスの提供を行うと共に、小規模多機能ホームあかりへの紹介等を実施し、在宅生活の継続を図る。

甲賀町では高齢化率が高く、居宅介護支援のニーズは高い。利用者の増に伴いケアマネジャーの負担が増えているため、ケアマネの増員を図り安定した経営に努めていきたい。

活動計画

- ・年間計画作成数 延べ 840 件、月平均 70 件（ケアマネ 2 名）

VI 小規模多機能型居宅介護事業 《あかり》

基本方針

通い、泊まり、訪問を同じ職員が対応する形態の事業のため、職員の応募自体が少ない。ただ、特殊な事業所であるため地域福祉の貢献を希望する方からの注目度は高い。定期的な情報発信等を行い、機会損失の無いように努める。

小規模多機能型居宅介護の利用の申し込みが停滞している。居宅介護支援との連携や病院等への営業活動により新規利用者の獲得が可能となるため活動内容を強化したい訪問での対応は感染症拡大のリスクとなることが多く慎重に行う必要がる。サービスの性質上、自由度が高い分だけ事業所に係る負担も増えており、他サービスを参考に制限を設ける。

活動計画

- ・年間登録者 70.0%
- ・平均要介護 2.2
- ・加算の算定

総合マネジメント体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、
認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅲ、特定処遇改善加算Ⅱ

サービス提供の具体的事項

サービス提供は自由度が高いが、一定のスケジュールを提示したうえで利用者を選択していただく。

他の居宅サービスであれば回数等の制限があるように、小規模多機能においても一定の回数の目安を提示する。多くのサービス提供は事業所の負担のみならず、利用者の自律の妨げになってしまう可能性もあるため、過剰サービス防止の観点から取り入れる。

大原中自治振興会や大原中区と連携し、地域の行事への積極的な参画を実施し、地

域の中のあかりとして活動を行う。

VII 甲賀市学習支援事業「学んでいコウカ」甲賀教室

基本方針

この業務は、生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に規定されている生活困窮者世帯の子どもに対し、学習の援助を行う事業を実施するもので、子どもたちに貧困が世代を超えて連鎖することのないように、生活環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもが自らの力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけることができるようにすることを目的とする。(業務委託特記仕様書より抜粋)

活動計画

- ・年間開催 40回
- 毎週金曜日 17:30～19:30

サービス提供の具体的事項

甲賀市、特に甲賀圏域で生活されている小学生から高校生を対象に、施設で調理した出来立ての食事を提供する。食事の提供時には出来る限り配膳や下膳を自らがを行い、調理してくれた方への感謝の気持ちが育めるよう指導する。

学習支援は学校の宿題の進捗状況に応じて、本人のペースに合わせて支援を行う。兄弟姉妹が多いが、世代を超えて教室の中で交流し、自愛、他愛の心を持って、将来社会人となった後にも自律した生活を送れるよう支援する。

VIII その他共通事項

1、個人情報保護について

ご利用者、ご家族、代理人などの個人情報の保護については、個人情報保護の基本規程に則り、個人情報の取り扱いについて周知徹底していく。

広報活動の強化に伴い、さまざまな場所で写真等を使うことになるため、改めて取り扱いについて確認を行う。

2、基本的人権の尊重

企業の社会的責任は重大であるとの認識に立ち、差別のない明るい職場・社会を実現するため、全職員自らが意識改革を図り、あらゆる機会を通じ、施設全部門をあげて人権尊重を基本とした企業活動を推進する。

3、事業継続計画

災害時の福祉避難所としての機能強化に努める。災害時及び感染症発生時の事業継続計画の策定と、備品の管理、訓練を実施する。

職員間での情報共有のネットワークを「LINEWORKS」を有効活用する。

それに伴い、太陽光パネルの新たな設置により電力料金の削減と非常世電源として活用できる方法を模索する。

4、地域貢献

当法人には社会福祉充実計画の作成義務はないが、現在の限られた人員の中で地域福祉に一助となるアイデアを出し、居宅サービス、居宅支援サービスを中心に、法人運営の負担とならない範囲内での貢献を検討する。

5、感染症対策

引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生及びクラスターを起こさせないよう、スタンダードプリコーションを実践する。